

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、令和5年4月時点で年少人口が18,021人、生産年齢人口が87,886人、老年人口が48,658人であり、今後も生産年齢人口の減少、老年人口の増加が予想される。

本市に立地する企業は、平成28年経済センサス活動調査では、約96%が資本金1億円以下の中小企業であり、特に製造業の割合が高く約99%を占めている。

事業所数は、本市が住宅都市として発展してきた経過から、平成26年経済センサス基礎調査ではサービス業が全体の約85%を占めている。平成21年の同調査と比較すると、事業所数が建設業、製造業、卸売・小売業で約10%減少しており、従業員数では建設業、製造業で約20%減少している。

また、総生産額については、令和元年度と令和2年度の兵庫県市町内総生産と比較すると、総合計で約96%に減少している一方、建設業で約120%、卸売・小売業で約104%と増加しており、一部の業種において増加しているものの、全体としては新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、厳しいものとなっている。

(2) 目標

新型コロナウイルス感染症及び原油価格の上昇に起因する原材料費の高騰等の影響でサービス業を中心に大きな影響があり、地域商業者にとって依然、厳しい状況にある。また、工業は原材料費の高騰や経済のグローバル化の影響を大きく受けている。今後の本市産業の活性化にあたっては、約96%を占める中小企業の労働生産性の向上をめざし、先端設備等導入計画の認定目標件数を16件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上、向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、多様な産業の設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は市全域とする。

本市域は旧来から主に本市南・中部地域に商工業者が立地しており、昭和40年代以降には中・北部地域に大規模団地が複数開発されたことから、市域全体に各業種の事業所が分布している。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業の限定はしない。

本市内には各業種が分布しており、業種・事業に関わらず生産性の向上をめざすことにより産業の活性化を図る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日～令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。